

総務常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案									
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単価につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単価につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等</td> <td>2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等</td> <td>2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)。ただし、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までに処分の申請をする場合にあつては、1900円(同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円)</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等	2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)。ただし、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までに処分の申請をする場合にあつては、1900円(同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円)</u>
区 分	金 額										
(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)										
区 分	金 額										
(79) 旅券法(昭和26年法律第267条)第5条の規定に基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等	2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)。ただし、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までに処分の申請をする場合にあつては、1900円(同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円)</u>										

議第51号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第4条の3　一略一</p> <p>2　任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3及び4　一略一</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第4条の3　一略一</p> <p>2　任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3及び4　一略一</p>

第2条関係（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（介護休暇）</p> <p>第9条の2　任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護休暇を与える。</p> <p>2及び3　一略一</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第9条の2　任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者<u>（第9条の4第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護休暇を与える。</p> <p>2及び3　一略一</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第9条の4　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員</p>

に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）

第9条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第3条関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条の3 一略一</p> <p>2 県教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある学校職員が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3及び4 一略一 （介護休暇）</p> <p>第16条の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</p>	<p>（育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条の3 一略一</p> <p>2 県教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある学校職員が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3及び4 一略一 （介護休暇）</p> <p>第16条の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</p>

含む。以下この項及び別表において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。) の介護をするため、県教育委員会又はその委任を受けた者が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該学校職員に介護休暇を与える。

2 及び 3 一略一

含む。以下この項及び別表において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者(第16条の4第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。) の介護をするため、県教育委員会又はその委任を受けた者が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該学校職員に介護休暇を与える。

2 及び 3 一略一

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等)

第16条の4 県教育委員会は、学校職員が県教育委員会に対し、配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 県教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 県教育委員会は、学校職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該学校職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 県教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 学校職員に対する介護両立支援制度等に

- 係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第4条関係(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

現 行			改 正 案		
(勤務時間及び休暇等)			(勤務時間及び休暇等)		
第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、この条例に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。			第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、この条例に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
第4条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条の2、第8条、第9条第4項、第10条から第12条まで、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第16条の3第1項	県教育委員会	市町村教育委員会	第4条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条の2、第8条、第9条第4項、第10条から第12条まで、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項、 <u>第16条の3第1項、</u> <u>第16条の4並びに第16条の5</u>	県教育委員会	市町村教育委員会
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～4 一略一</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 一略一</p> <p>5 <u>別表第1第1項の表の備考の規定の適用については、当分の間、同備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「に定める」とあるのは「の規定の例による」とする。</u></p> <p>6 <u>第30条の規定の適用については、当分の間、同条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「に定めるところに従い」とあるのは「の規定の例により」と、同条ただし書中「規定」とあるのは「規定の例」とする。</u></p>

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第11条 一略一	第11条 一略一
2～7 一略一	2～7 一略一
8 第1項、第3項及び前3項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び前3項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) 一略一	(1)～(3) 一略一
(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)及び(6) 一略一	(5)及び(6) 一略一
9及び10 一略一	9及び10 一略一
11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>	11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>
(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>	(削る)
(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>	(削る)
12～14 一略一	12～14 一略一
附 則	附 則
11 旧機関の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2	11 旧機関の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10

項に規定する基準をいう。)により、当該国立
大学法人等の職員としての勤続期間に通算され
ることに定められているときは、規則で定める
場合を除き、この条例の規定による退職手当は、
支給しない。

- 15 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する
第11条第7項の規定の適用については、同項中「第
28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5
条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法施行規則
(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げ
る者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第
2号に掲げる者に相当する者として規則で定め
る者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指
導基準に照らして再就職を促進するために必要
な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導
を行うことが適当であると認めたもの」とある
のは「ロ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働
省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、
第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、
雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者
知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準
に相当する者として規則で定める者に該当し、
に照らして再就職を促進するために必要な職業安
かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らし
定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
て再就職を促進するために必要な職業安定法第
が適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く
4条第4項に規定する職業指導を行うことが適
当である)と認めたもの
とする。」

第2項に規定する基準をいう。)により、当該
国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算
されることに定められているときは、規則で定
める場合を除き、この条例の規定による退職手
当は、支給しない。

- 15 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する
第11条第7項の規定の適用については、同項中「第
28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5
条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法施行規則
(昭和50年労働省令第3号)第32条各号に掲げ
る者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第
2号に掲げる者に相当する者として規則で定め
る者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指
導基準に照らして再就職を促進するために必要
な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導
を行うことが適当であると認めたもの」とある
のは「ロ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働
省令第3号)第32条各号に掲げる者であつて、
第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、
雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者
知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準
に相当する者として規則で定める者に該当し、
に照らして再就職を促進するために必要な職業安
かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らし
定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと
て再就職を促進するために必要な職業安定法第
が適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く
4条第4項に規定する職業指導を行うことが適
当である)と認めたもの
とする。」

議第54号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(昇給)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>55歳（人事委員会規則で定める職員等にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員等の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>	<p>(昇給)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>次に掲げる職員等の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳（人事委員会規則で定める職員等にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員等（次号に掲げる職員等を除く。）</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等</u></p>
<p>4～6 一略一</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員等に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政9級職員等」という。）に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2)～(6) 一略一</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級</u></p>	<p>4～6 一略一</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員等に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親</u></p>

であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員等となつた者に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員等に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員等は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

（2）扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員等となつた者に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員等となつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定に

族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条 削除

よる届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日、職員等に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員等に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員等が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員等の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員等に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員等の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るも

のがある行政9級職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員等となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員等で行政9級職員等以外のものが行政9級職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員等で行政8級職員等及び行政9級職員等以外のものが行政8級職員等となつた場合

(7) 職員等の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第12条の2 一略一

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 一略一

第12条の4 第12条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に引き続き1年以上在勤する職員等がその在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員等の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の人事委員会規則で定める地域に該当しないこととなるときは、

(地域手当)

第12条の2 一略一

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 一略一

第12条の4 第12条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に引き続き1年以上在勤する職員等がその在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員等の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同項各号に定める割合をいう。）以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の人事委員会

異動等の円滑を図るため、当該職員等には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（第12条の2第2項各号に定める割合をいう。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に第12条の2の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該職員等が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員等に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

2 一略一

（住居手当）

第12条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員等に支給する。

(1) 一略一

(2) 第12条の7第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2及び3 一略一

（通勤手当）

第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤す

規則で定める地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員等には、前条の規定により当該異動等前の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に第12条の2の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動等前の支給割合が当該異動等の後に同条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該職員等が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員等に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

2 一略一

（住居手当）

第12条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員等に支給する。

(1) 一略一

(2) 第12条の7第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第23条において同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2及び3 一略一

（通勤手当）

第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく

ることが著しく困難である職員等以外の職員等であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。)

(2)及び(3) 一略一

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員等 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員等が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 一略一

(3) 前項第3号に掲げる職員等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員等で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は公署の移転の

困難である職員等以外の職員等であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。)

(2)及び(3) 一略一

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員等 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 一略一

(3) 前項第3号に掲げる職員等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員等で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は公署の移転の

直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員等が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員等の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 一略一

4 前項の規定は、県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員等となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を

直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 一略一

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員等となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員等に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職

考慮して人事委員会規則で定める職員等に
限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給
される職員等との権衡上必要があると認められ
るものとして人事委員会規則で定める職員等の
通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 一略一

(単身赴任手当)

第12条の7 一略一

2 一略一

3 県企業職員その他人事委員会規則で定める者
であつた者から引き続き給料表の適用を受ける
職員等となり、これに伴い、住居を移転し、父
母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむ
を得ない事情により、同居していた配偶者と別
居することとなつた職員等で、当該適用の直前
の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通
勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会
規則で定める基準に照らして困難であると認め
られるもののうち、単身で生活することを常況
とする職員等(任用の事情等を考慮して人事委
員会規則で定める職員等に限る。)その他第1
項の規定による単身赴任手当を支給される職員
等との権衡上必要があると認められるものとし
て人事委員会規則で定める職員等には、前2項
の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 一略一

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第10条第1項に規定する管理又は監
督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規
則で指定するものにある職員等(次項において
「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要
その他の公務の運営の必要により勤務を要しな
い日又は祝日法による休日等若しくは年末年始
の休日等(同項において「勤務を要しない日等」

員等の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除
して得た額(交通機関等が2以上ある場合にお
いては、その合計額)、第2項第2号に定める
額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の
月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上あ
る場合においては、その合計額)の合計額が
150,000円を超える職員等の通勤手当の額は、前
3項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手
当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位
期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月
数を乗じて得た額とする。

6～9 一略一

(単身赴任手当)

第12条の7 一略一

2 一略一

3 新たに給料表の適用を受ける職員等となつた
ことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他
の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情に
より、同居していた配偶者と別居することとな
つた職員等で、当該適用の直前の住居から当該
適用の直後に在勤する公署に通勤することが通
勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基
準に照らして困難であると認められるもののう
ち、単身で生活することを常況とする職員等そ
の他第1項の規定による単身赴任手当を支給さ
れる職員等との権衡上必要があると認められる
ものとして人事委員会規則で定める職員等
には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支
給する。

4 一略一

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第10条第1項に規定する管理又は監
督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規
則で指定するものにある職員等(次項において
「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要
その他の公務の運営の必要により勤務を要しな
い日又は祝日法による休日等若しくは年末年始
の休日等(同項において「勤務を要しない日等」

<p>という。)に勤務した場合は、当該職員等には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p>	<p>という。)に勤務をした場合は、当該職員等には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間 (勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員等にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</p>
<p>(2) 一略一</p> <p>4 一略一 (寒冷地手当)</p> <p>第22条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)に次の各号のいずれかに該当する職員等に対して支給する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 別表第7に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員等であつて同表に掲げる地域<u>その他人事委員会規則で定める地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの</u></p>	<p>(2) 一略一</p> <p>4 一略一 (寒冷地手当)</p> <p>第22条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)に次の各号のいずれかに該当する職員等に対して支給する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 別表第7に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員等</p>
<p>第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等のうち、<u>扶養親族(第11条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。)</u>のある職員等にあつては17,800円、その他の世帯主である職員等にあつては10,200円とし、その他の職員等にあつては7,360円とする。</p>	<p>第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等のうち、<u>扶養親族(配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているもの及び第11条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。)</u>のある職員等にあつては17,800円、その他の世帯主である職員等にあつては10,200円とし、その他の職員等にあつては</p>

2～4 一略一

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2、第11条、第12条、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2から第13条の5まで並びに前2条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第24条 管理職手当、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1～11 一略一

12 附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員等に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第4条第4項

(4) 一略一

別表第1～別表第6 一略一

7,360円とする。

2～4 一略一

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2 並びに第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第24条 管理職手当、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1～11 一略一

12 附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員等に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 一略一

別表第1～別表第6 一略一

第2条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第11条第1項ただし書に規定する行政9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当する</u></p>

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 一略一
(地域手当)

第7条の2 一略一

2 給与条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者その他管理者が定める者であつた者（以下「給与条例適用者等」という。）が、引き続き職員となり、前項の管理者が定める地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して同項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第7条の3 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 一略一

(2) 第8条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため管理者が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第8条の2 一略一

2 給与条例適用者等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、給与条例適用者等から引き続き職員となつた日の直前の住居から当該なつた日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難である

ものとして人事委員会規則で定めるものに相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 一略一
(地域手当)

第7条の2 一略一

2 給与条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者その他管理者が定める者であつた者が、引き続き職員となり、前項の管理者が定める地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して同項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第7条の3 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 一略一

(2) 第8条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（職員を居住させるため管理者が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第8条の2 一略一

2 新たに職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、新たに職員となつた日の直前の住居から当該なつた日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを

と認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員が臨時若しくは緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務を要しない日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下この条において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

（寒冷地手当）

第17条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

（1） 一略一

（2） 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員であつて支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第18条の2 第6条、第7条、第7条の2第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）及び第2項、第7条の3、第10条、第17条並びに前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定及び第8条の2の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

常況とする職員その他前項の単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員が臨時若しくは緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務を要しない日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下この条において「勤務を要しない日等」という。）に勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

（寒冷地手当）

第17条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

（1） 一略一

（2） 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第18条の2 第6条、第7条及び前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定並びに第7条の2第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）及び第2項、第7条の3、第8条の2、第10条並びに第17条の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第3条関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案		
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2		第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2並びに第11条	第9条の2、第11条、第12条の3から第12条の5まで、第12条の7、第13条の2から第13条の5まで及び前2条
	第13条の2並びに	第12条の7、第13条の2			
		及び			

第4条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
(扶養手当)		(扶養手当)	
第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第11条第1項ただし書に規定する行政9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。		第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものに相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。	
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。		2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係			

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) 一略一

(地域手当)

第8条 一略一

2 一略一

3 給与条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者その他管理者が定める者であった者(以下「給与条例適用者等」という。)が、引き続き職員となり、第1項の管理者が定める地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して同項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 一略一

(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員を居住させるため県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第11条 一略一

2 給与条例適用者等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、給与条例適用者等から引き続き職員となった日の直前の住居から同日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を

(1)～(5) 一略一

(地域手当)

第8条 一略一

2 一略一

3 給与条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者その他管理者が定める者であった者が、引き続き職員となり、第1項の管理者が定める地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して同項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 一略一

(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(職員を居住させるため県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第11条 一略一

2 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、新たに職員となった日の直前の住居から同日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員が臨時若しくは緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務を要しない日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下この条において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 一略一

(2) 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員であって支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第6条、第7条、第8条第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）、第2項及び第3項、第9条、第21条並びに前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定及び第11条の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員が臨時若しくは緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務を要しない日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下この条において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 一略一

(2) 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第6条、第7条及び前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定並びに第8条第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）、第2項及び第3項、第9条、第11条並びに第21条の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第5条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(給与に関する特例等)	(給与に関する特例等)
第4条 一略一	第4条 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
4 任命権者は、 <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、人事委</u>	

員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第5条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条、第12条の5、第13条の6から第13条の9まで並びに第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第6条 企業管理者又は病院事業管理者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）

4 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

第5条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条の5並びに第13条の6から第13条の9までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号。以下「企業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第7条の3及び第16条の規定並びに山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

3 特定任期付企業職員に対する企業局給与条例第2条第3項、第3条第2項、第5条第2項及び第14条の2の規定の適用については、企業局給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、企業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。））」と、企業局給与条例第14条の2中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

4 特定任期付企業職員に対する病院事業局給与条例第2条第3項、第3条第2項、第5条第2項、第8条第2項及び第17条の規定の適用については、病院事業局給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院事業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、病院事業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。））」と、病院事業局給与条例第8条第2項中「第3条の規定に基づく給料表のうち医療業務に従事する医師及

第6条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号。以下「企業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条及び第7条の3の規定並びに山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条及び第9条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する企業局給与条例第3条第2項、第5条第2項及び第14条の2の規定の適用については、企業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、企業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。））」と、企業局給与条例第14条の2中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

3 特定任期付企業職員に対する病院事業局給与条例第3条第2項、第5条第2項、第8条第2項及び第17条の規定の適用については、病院事業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、病院事業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。））」と、病院事業局給与条例第8条第2項中「第3条の規定に基づく給料表のうち医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。））」とあるのは「特定任期付企業職員（医療業務に

び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。））」とあるのは「特定任期付企業職員（医療業務に従事する者で管理者が定めるものに限る。））」と、病院事業局給与条例第17条中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

第7条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2
	第13条の2並びに	第12条の7、第13条の2
		及び

に従事する者で管理者が定めるものに限る。）」と、病院事業局給与条例第17条中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

第7条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2並びに第11条	第9条の2、第11条、第12条の3から第12条の5まで、第12条の7、第13条の2から第13条の5まで及び前2条

第6条関係（山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年12月県条例第36号）の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条 一略一</p> <p>2 前項の規定は、学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）である暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3</p>	<p>附 則 （山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条 一略一</p> <p>2 前項の規定は、学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）である暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3</p>

年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、前項中「第5条」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する第5条」と、「新条例」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する新条例」と読み替えるものとする。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 一略一

2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等をいう。以下この条において同じ。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第5条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるものとした場合に適用される給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3～7 一略一

8 給与条例第5条第3項、第6条、第9条の2、第11条、第12条、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2から第13条の5まで、第22条及

年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、前項中「第5条」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する第5条」と、「新条例」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する新条例」と読み替えるものとする。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 一略一

2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等をいう。以下この条において同じ。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第5条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるものとした場合に適用される給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3～7 一略一

8 給与条例第5条第3項、第6条、第9条の2及び第11条並びに新条例第5条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

び第23条並びに新条例第5条第4項の規定は、
暫定再任用職員には適用しない。

9 一略一

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等(山形県職員等の育児休業等に関する条例第1条に規定する職員等をいう。)は、第15条の規定による改正後の山形県職員等の育児休業等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第32条第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員等とみなして、新条例の規定を適用する。

9 一略一

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等(山形県職員等の育児休業等に関する条例第1条に規定する職員等をいう。)は、第15条の規定による改正後の山形県職員等の育児休業等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第32条第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員等とみなして、新条例の規定を適用する。

附則第24項関係(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
第6条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、 <u>第12条、第12条の5、第13条の9並びに第21条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</u>	第6条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条の5、第13条の9並びに第21条の規定は、 <u>第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</u>
2 一略一	2 一略一

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～16 一略一	一略一	1～16 一略一	一略一
17 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(5) 一略一 (6) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号及び第4号に規定する許可、第10号に規定する処分並びに第11号に規定する措置等に係るものに限る。） (7)～(8) 一略一 (9) 法第50条の規定による報告の徴収（第1号及び第4号に規定する許可、第2号及び第5号に規定する協議、第6号に規定する立入調査等、前号に規定する損失の補償、次号に規定する処分並びに第11号に規定する措置等に係るものに限る。） (10) 一略一 (11) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置等（前号に規定する処分に係るものに限る。）	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、天童市、庄内町及び遊佐町（第2号、第3号、第5号及び第11号）に掲げる事務 （第1号及び第4号に規定する許可、第10号に規定する処分並びに第11号に規定する措置等に係るものに限る。） 村山市及び天童市を除く。）	17 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(5) 一略一 (6) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号及び第4号に規定する許可、第10号に規定する処分並びに第12号に規定する措置等に係るものに限る。） (7)～(8) 一略一 (9) 法第50条の規定による報告の徴収（第1号及び第4号に規定する許可、第2号及び第5号に規定する協議、第6号に規定する立入調査等、前号に規定する損失の補償、次号に規定する処分並びに第12号に規定する措置等に係るものに限る。） (10) 一略一 (11) 法第51条第3項の規定による公表（前号に規定する処分に係るものに限る。） (12) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置等（第10号に規定する処分に係るものに限る。）	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、天童市、庄内町及び遊佐町（第2号、第3号、第5号及び第12号）に掲げる事務 （第1号及び第4号に規定する許可、第10号に規定する処分並びに第12号に規定する措置等に係るものに限る。） 村山市及び天童市を除く。）

18～25	—略—	—略—

18～25	—略—	—略—
26	宅地造成及び特定盛土 等規制法（昭和36年法律 第191号。以下この項及び 次項において「法」とい う。）及び法の施行のた めの規則に基づく事務の うち、次に掲げるもの（法 第15条第2項の規定によ り法第12条第1項の許可 を受けたものとみなされ た宅地造成又は特定盛土 等に関する工事に係るも のに限る。）	米沢市、鶴岡 市、酒田市及 び天童市
	(1) 法第18条第1項の 規定による中間検査の 申請の受理及び検査	
	(2) 法第18条第2項の 規定による中間検査合 格証の交付	
	(3) 法第19条第1項の 規定による定期の報告 の受理	
	(4) 法第20条第2項、 第3項及び第4項の規 定による命令	
	(5) 法第20条第5項 (法第23条第3項にお いて準用する場合を含 む。)の規定による措 置及び公告	
	(6) 法第20条第6項 (法第23条第3項にお いて準用する場合を含 む。)の規定による費 用の徴収	
	(7) 法第22条第2項の 規定による勧告	
	(8) 法第23条第1項及 び第2項の規定による 改善命令	
	(9) 法第24条第1項の 規定による立入検査	
	(10) 法第25条の規定に	

			<p>よる報告の徴取</p>	
		27	<p>法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第27条第5項の規定により同条第1項の届出をしたとみなされた特定盛土等に関する工事又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第37条第1項の規定による中間検査の申請の受理及び検査</p> <p>(2) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付</p> <p>(3) 法第38条第1項の規定による定期の報告の受理</p> <p>(4) 法第39条第2項、第3項及び第4項の規定による命令</p> <p>(5) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告</p> <p>(6) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴取</p> <p>(7) 法第41条第2項の規定による勧告</p> <p>(8) 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命令</p> <p>(9) 法第43条第1項の規定による立入検査</p> <p>(10) 法第44条の規定による報告の徴取</p>	<p>米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市</p>

26～35	—略—	
36	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) —略— (5) 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告 (6) 法第15条の4第2項の規定による勧告の内容等の公表	各市（第3号に掲げる事務にあつては、米沢市、鶴岡市、村山市、天童市、東根市及び尾花沢市を除く。）並びに河北町、大蔵村及び飯豊町
37～44	—略—	
45	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) —略—	酒田市及び尾花沢市（第1号及び第3号に掲げる事務にあつては、酒田市に限る。）
46～50	—略—	—略—

2 —略—

28～37	—略—	
38	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) —略— (5) 法第16条第1項の規定による必要な措置の勧告 (6) 法第16条第2項の規定による勧告の内容等の公表	各市（第3号に掲げる事務にあつては、米沢市、鶴岡市、村山市、天童市、東根市及び尾花沢市を除く。）並びに河北町、大蔵村及び飯豊町
39～46	—略—	
47	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) —略—	鶴岡市、酒田市及び尾花沢市（第1号及び第3号に掲げる事務にあつては、鶴岡市及び酒田市に限る。）
48～52	—略—	—略—

2 —略—

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第<u>8</u>項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第<u>12</u>項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第<u>14</u>項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第<u>9</u>項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第<u>13</u>項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第<u>15</u>項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(技術上の監督業務を行う者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)の<u>土木工学科において衛生工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。</u></p>	<p>(技術上の監督業務を行う者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)において土木工学科を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。</u></p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、大学において工学(<u>土木工学を除く。)</u>に関する学科目を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、大学において工学の課程(<u>土木工学科を除く。)</u>を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。</p>

